

（中途退職時の保証） 第4条

乙の紹介した候補者が、甲に入社後3ヶ月以内に自己都合退職した場合には（但し、職務成果、株主変更、組織再編、リストラチャリング、もしくは、同様の雇用変化を除く）、乙は甲に対して次の2つのうち乙の選択によりいずれかの対応を行うものとする。

1.下記の期間に応じ、第3条により支払われた或は支払われる手数料を甲に返還するものとする。

- ・ 入社日より1ヵ月以内に雇用が終了した場合：50%
- ・ 入社日より3ヵ月以内に雇用が終了した場合：30%

上記いずれの場合においても、甲は元の候補者の退職届受理日から7日以内に乙に対して書面にて通知するものとする。但し、以下のいずれかの場合には、本条の保証は付与されない。すなわち、支払いの遅延、企業合併・買収時（開示されたか否かを問わない）、企業の売却時、従業員の削減、その他同様の事業上の変更などである。